

第4 中学生等を対象とする「命の大切さを学ぶ」教育の徹底について

○ 要望・意見書提出の法的関連条文

犯罪被害者等基本法 第二章「基本政策」

(国民の理解の増進)第20条

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

1 「命の大切さを学ぶ教育」要望・意見の背景

殺人事件被害者遺族の会：宙の会（20事件）遺族は、ある日から非日常の生活に入りました。あの日の日常を想い涙する日々が多い中、「私たちと同じような遺族になって欲しくない」という一心から、事件と向き合う一方、一人でも多くの方に『被害者遺族になるとどうなるのか』『加害者家族はどうなるのか』を知っていただくことが、生きた教科書として伝わるのではないかと各種講演活動に依頼を受けて赴いております。

講演先は、多い順から示すと、犯罪被害者支援センター・中学/高等学校・警察本部/署・地域団体及び弁護士会/宗教団体等・報道新人研修会など幅広い分野に及んでおります。

年回数は、宙の会発足以来15年になりますが、平均10回前後（犯罪被害者週間多い）で概ね月1回ペースで各遺族が講演しております。コロナ禍の後は年数回と減少しております。

殺人事件発生要因の背景には、加害者人格・そうなった家庭環境・社会環境など、いろいろな観点から分析されていると思われまます。

その分析の中で、命の大切さを学ぶ場面は、人格形成に至る中学生前後の子供たちに、適切に教示することが要諦と考えられます。

その観点から、文部科学省は、学習指導要領の中で、主に中学生を対象とした「中学校学習指導要領」について、それまでの課外授業的道德教育から、平成29年「特別の教科道徳」として生命の尊厳に対する教育を教科として進めています。

2 中学生等を対象とする「命の大切さを学ぶ」教育に、被害者遺族の心情聴講導入を願う

命の大切さを学ぶ上で、家族を失った極限の悼みは、遺族にしか伝えられない境地であり、伝える遺族も筆舌に尽くしがたい心情を吐露することになります。それでも、被害者

の生きた証を吐露を超えて、人格形成に役立てて頂きたい一心で講演されている心情があります。

願わくば、中学生生活3年の間に、地域或いは社旗的反響の大きい事件として報道された遺族の方のお話を、全国の生徒が一度聴講する授業を計画的にカリキュラムの中に導入していただくことを要望致します。教鞭者の熱意ある授業取組みと知りつつも、安全・安心社会構築の一助を願ひ塾考して頂ければ幸いです。

以上